

# 箕輪町空き家片づけ事業補助金

補助金額：経費の1/2、上限10万円

これから入居する人：空き家バンク登録物件の片づけ  
空き家をお持ちの人：登録のための片づけ費用の一部助成



## 対象となる建物

- 現在、誰も住んでいない一戸建住宅
- 店舗や事務所等を併用する住宅→居住箇所のみ
- 過去にこの補助金を受けていないこと
- その年度内に片づけが完了が見込まれるもの

(注)

- 若者世帯定住支援奨励金との併用不可
- 空き家改修等補助金との併用可
- 1軒に一度のみ

## 対象となる人

### 【これから入居する方】

※下記3項目とも該当する方が対象

- 空き家バンクを利用して、売買または賃貸の契約を結んだ人
- 購入または借りた空き家に2年を超えて居住する人
- 町税等を滞納していない人

### 【持ち主の方】

※下記2項目とも該当する方が対象

- 空き家バンクに登録
- または登録を考えている空き家の所有者
- 町税等を滞納していない人

## 対象となる経費

- 家財道具等の処分、運搬に係わる経費（消費税含む）
- 屋内外の清掃に係わる経費：敷地内の清掃、庭木の伐採

※国・県または町の他の制度の補助等の対象になる経費は除きます。  
(同じ内容のものは対象外。)

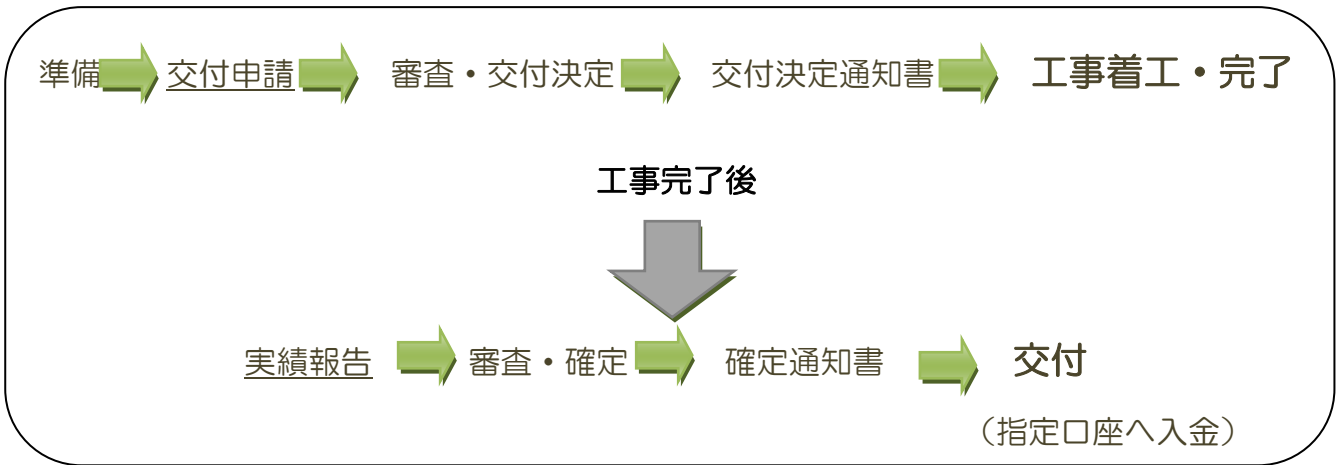


## 補助金額

経費の1/2の額 上限10万（1,000円未満切り捨て）

**※ご注意ください!! 年度を過ぎての申請はできません。**

## 手続きの流れ



### ①準備

- 片づけ内容の確認    施工業者との打合せ    所有者の同意
- 申請書類の準備   ※町からの書類記入

### ②交付申請(書類提出)

#### 【町からの書類】

- 交付申請書(様式第1号)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)  
↑これから住む方
- 同意書(様式第3号)  
↑持ち主の方

#### 【ご用意いただく書類】

- 売買契約書/賃貸借契約書(写し)  
↑これから住む方
- 片づけ費用の見積書(写し)
- 片づけ前の写真

### ③審査・交付決定→確定通知書→工事着工→工事完了 (町から発送)

### ④実績報告(書類提出)

※片づけが終わってから1か月以内/年度末のいずれか早い期日までに報告

#### 【町からの書類】

- 実績報告書(様式第7号)
- 請求書(様式第9号)

#### 【ご用意いただく書類】

- 領収書等の支払いを証する書類(写し)  
(↑片づけ費用の領収書。×空き家購入金額)
- 片づけ後の写真

### ⑤審査→確定通知書→交付(口座振り込み)

※確定通知書が届いてから1~2週間ほどで指定口座に振り込まれます。

## 補助金に関する Q&A

Q 空き家バンクに登録していない物件は、補助は受けられませんか？

A 入居したい方  
空き家バンク登録している物件のみ補助が受けられます。  
空き家持ち主の方  
空き家バンク登録してください。

Q 対象となる費用は？

A ・家財道具の処分費用  
・屋内外の清掃  
・庭木の伐採など  
居住に必要な片づけが対象です。

Q 町民でないと  
申込できませんか？

A 町内に空き家をお持ちの方は  
申し込みできます。

Q 所有する空き家に親族が住む  
ことになったのですが、この制度  
を利用して片づけができますか？

A 一親等内での賃貸や売買、  
無償での貸付の場合は、  
対象になりません。

Q 申請書類は、  
どこで入手できますか？

A ・町 HP からダウンロード  
・役場 企画振興課  
U・Iターン推進係（1F 会計課横）  
にもあります。

Q 他の住宅関連補助金制度を  
申請していますが、申請できますか？

A ・他の補助金制度と重複していない  
片づけを行う場合は申請できます。  
・改修費補助金との併用もできます。



### 【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課  
みのわの魅力発信室 U・Iターン推進係  
電話：0265-79-3111（内線 232）  
Email：miryoku@town.minowa.lg.jp